

農業振興と活力ある地域社会構築に関する包括連携協定書

(趣旨)

第1条 五所川原市とつがるにしきた農業協同組合（以下「J Aつがるにしきた」という。）は、農業の振興は活力ある地域社会の構築の基盤であるとの共通認識により、農業振興にかかる事業に連携して取り組むことに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、五所川原市とJ Aつがるにしきたは農業振興にかかる連携事項の実施を連携して行うことにより、活力ある地域社会を構築することを目的とする。

(連携事項)

第3条 五所川原市とJ Aつがるにしきたは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して実施するものとする。

- 1) 農業所得の向上
- 2) 農業基盤の強化
- 3) 6次産業化等の生業の創出・育成
- 4) 地域農業の担い手の創出・育成
- 5) 農産物の生産・流通を通じた地域経済の活性化
- 6) 災害時等を含めた地域食料の供給体制の確立
- 7) その他本協定の目的に資するもの

2 前項に定める事項を迅速かつ効果的に実施するため、五所川原市とJ Aつがるにしきたは相互協力し、事業実施を行うものとする。

3 個別事業の連携ならびに協力の内容については別途協議する。

(協定の維持及び変更等)

第4条 五所川原市とJ Aつがるにしきたは、本協定が効果的に運用されるよう、年度間の引き継ぎの徹底等の持続性維持に配慮するものとする。

2 五所川原市又はJ Aつがるにしきたのいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議のうえ、変更を行うものとする。

3 五所川原市又はJ Aつがるにしきたのいずれかから本協定の廃止の申し出があった場合は、その申し出の当該年度をもって廃止するものとする。

(規定外事項)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、五所川原市とJ Aつがるにしきたが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、五所川原市及びJ Aつがるにしきたそれぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月20日

五所川原市宇布屋町4-1番地1

五所川原市長

佐々木孝昌

つがる市柏桑野木田幾世7-4

つがるにしきた農業協同組合

代表理事組合長

沢田利幸